

第18回 定例農業委員会総会議事録（第24期）

1 日 時 令和3年12月24日（金）9時05分～9時40分

2 場 所 阿久根市役所大会議室

3 出席委員（11名出席）

①久保 秀幸 ②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一
⑤栢 幸三 ⑥田嶋 輝男 ⑦高原 熊夫 ⑧尻無濱 俊幸
⑩樫八重 玲子 ⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

出席農地利用最適化推進委員（7人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春 ○白肌 正
○石原 岩雄 ○尾上 進

4 欠席委員

⑨富永 勝志

5 遅刻委員

なし

6 議事日程

諮問第10号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見について
諮問第11号 農業経営改善計画の認定について
議案第60号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
諸報告（農地法第5条の規定による許可申請について）
議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第63号 非農地証明願いについて
議案第64号 農用地利用集積計画について

7 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊（事務局長）
鍋藤 雄太（管理係長）
岩崎 展幸（管理係）
川畑 幸博（管理係）
奥 裕太（管理係）
○農政課 山下 紗弥美（農政管理係）
京田 雄哉（農政管理係）

議長 (石坂 務)

只今、現在11名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

これより第18回定例農業委員会総会を開会します。

議長 (石坂 務)

日程第1、議事録署名委員の指名ですが、議長において、5番 杉幸三委員、6番 田嶋輝男委員を指名いたします。

議長 (石坂 務)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、第18回 定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたしました。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

日程第3、諸報告であります。

私は、12月14日、市役所において、新任農業委員の辞令交付式があり出席しました。私からは以上であります。皆さま方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (石坂 務)

日程第4、諮問第10号 農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (山下 紗弥美)

諮問第10号は、農業振興地域の農用地利用計画の変更に係る意見についてです。

(資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。

質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

農政課の説明は、変更することに問題はないということであります。諮問のとおり変更することにご異議ございませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第5，諮問第11号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。農政課の説明を求めます。

農政課 (山下 紗弥美)

諮問第11号について、説明いたします。

(資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。農政課の説明は認定しようとするものであります。ただいま諮問のあった件について、認定することにご異議ございませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、異議がない旨を答申することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第6 議案第60号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。但し7番高原熊夫委員が、議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

議案第60号, 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分, 令和3年第11号についてご説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。

質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって, 本件については原案のとおり決定いたします。

次に議事参与分を審議いたしますので, 7番高原熊夫委員は退席を願います。

(7番高原熊夫委員退席)

議長 (石坂 務)

それでは, 農政課に説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

それでは, 議事参与分について説明をいたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。

質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり決定いたします。

7番高原熊夫委員の着席を求めます。

(7番高原熊夫委員着席)

議長 (石坂 務)

日程第7, 諸報告であります。本件は、11月総会において条件付き許可となった、農地法第5条の許可申請における整理番号7についてであります。

本件については、農業振興地域の農用地利用計画の変更について、農政課から諮問があり、同意がなされた後に、条件付き許可を行うとして決議されましたが、本総会の諮問第10号において、農用地利用計画の変更の同意がなされたため、原案のとおり許可されたことを報告します。

議長 (石坂 務)

日程第8, 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (奥 裕太)

それでは、議案第61号についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が3件です。

整理番号1について、地図は1ページです。

譲渡人は〇〇 〇〇氏で、譲受人は〇〇 〇〇氏です。権利の種類は所有権移転の贈与です。

申請の理由は、受贈です。譲受人は、労働力、下限面積等につきましても許可要件を全て満たしており、また、農業経験年数も十分ありますので、これから効率よく耕作されていくものと考えます。

続きまして、整理番号2について、地図は2ページです。

譲渡人は〇〇 〇〇氏で、譲受人は〇〇 〇〇氏です。権利の種類は、所有権移転の売買です。

申請の理由は、経営規模拡大です。譲受人は、許可要件をすべて満たしており、農業経験年数も十分ありますので、これから効率よく耕作されていくものと考えます。

続きまして、整理番号3について、地図は4ページです。

譲渡人は〇〇 〇〇氏で、譲受人は〇〇 〇〇氏です。権利の種類は、所有権移転の売買です。

申請の理由は、相手側の要望です。譲受人は、こちらにつきましても許可要件全て満たしており、農業経験年数も十分ありますので、これから効率よく耕作されていくものと考えます。

なお、議案書に記載してあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。
次に、調査委員の報告を求めます。

10番委員 (樫八重 玲子)

議案第61号にかかる調査は、12月10日に、「11番委員」及び私並びに事務局担当職員で行いました。就労日数、耕作面積などに問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。したがって、調査結果は許可相当であります。以上です。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり、許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第9、議案第62号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

議案第62号について、説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は5件です。それでは、整理番号順に御説明いたします。

整理番号1の事件は、駐車場への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から南南東〇〇キロメートルのところのところに位置し、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第2種農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は駐車場が無いことから申請地を駐車場として利用するため本件を申請されました。申請地の排水は、自然流下されます。その他申請書類の審査の結果

については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号2の事件は、通路への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地は、市役所三笠支所から北西〇〇キロメートルのところに位置し、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は、現在使用している通路が狭く、車の出入りが困難なことから、申請地を譲り受け、通路を拡幅するため本件を申請されました。申請地は、整地され、排水は、自然流下されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号3の事件は、山林への転用を目的とする所有権移転の設定です。申請地の位置は、市役所から東〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は、申請地を譲り受け、農地の適正管理を図るため、クヌギを植林するため本件を申請されました。申請地の排水は、自然流下されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号4の事件は、資材置場への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所三笠支所から南〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当します。申請譲受人は、本市にある〇〇です。譲受人は、申請地を資材置場として利用するため本件を申請されました。申請地の排水は、自然流下されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号5の事件は、資材置場と駐車場への転用を目的とする所有権移転の設定です。申請地の位置は、市役所三笠支所から東南東〇〇キロメートルの所です。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、本市にある〇〇です。譲受人は、申請地を資材置場と駐車場として利用するため本件を申請されました。申請地の排水は、自然流下されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

11番委員 (白濱 和利)

議案第62号に係る調査結果について、報告します。

調査は、12月10日に、10番委員及び私並びに事務局職員で行いました。

それでは、整理番号1の事件について報告します。申請地は、東側は道路、北側は宅地、西側及び南側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロックで擁壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しま

した。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号2の事件について報告します。申請地は、東側は通路、北側は道路宅地、西側は畑、南側は宅地に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロックで擁壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号3の事件について報告します。申請地は、東側は道路、北側及び南側は畑、西側は住宅に隣接していました。申請地の転用に当たっては、緩衝地を設けるなどの措置をされることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号4の事件について報告します。申請地は、東側及び北側は畑、西側は道路、南側は宅地に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロックで擁壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

続きまして、整理番号5の事件について報告します。申請地は、東側、北側及び南側は道路、西側は宅地に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロックで擁壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認めます。したがって、本件は許可相当であります。

以上です。

議長 （石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

2番委員 （中野 和徳）

4番の議案について、第1種農地ということですが、地図から見ると周辺に宅地もありますので、問題ないとは思いますが、意見書の中に許可の例外として、集落接続地に該当し、代替地を検討して見つからなかったと記載されていますが、第1種農地以外の土地を探して見つからなかったという内容で理解していいんですね。確認のため質問しました。

議長 （石坂 務）

事務局の説明をお願いします。

事務局 （岩崎 展幸）

中野委員がおっしゃられたとおりの内容でよろしいと考えます。

議長 (石坂 務)
他に質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)
質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)
ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)
日程第10, 議案第63号 非農地証明願いについてを議題といたします。
本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。したがって、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)
異議なしと認めます。よって、本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長 (石坂 務)
日程第11, 議案第64号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。
事務局に説明を求めます。

事務局 (川畑 幸博)
それでは、議案第64号 令和3年 農用地利用集積計画書第12号について説明させていただきます。なお、本計画書の公告年月日は、令和3年12月28日となります。
(議案資料にて説明)
以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (石坂 務)
事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。
質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)
質疑なしと認めます。お諮りいたします。
ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)
異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)
以上で提案された議案については全て終了いたしました。それでは、その他に皆さん方の報告などがありましたらお願いします。

委員 ~なしの声あり~

議長 (石坂 務)
事務局はありますか。

事務局 (鍋藤 雄太)
ございません。

議長 (石坂 務)
それでは、ほかにはないので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時40分

農業委員会会長 -----

議事録署名人 -----

議事録署名人 -----

書 記 -----